

返戻金制度について

川相商事株式会社
許可番号 27 - ユ - 300242

当社は下記の通り、返戻金制度を設けております。

記

紹介人材が入社日以後、当該紹介人材の責に帰すべき事由で 3 ヶ月以内に雇用契約を終了した時（但し、死亡・病気を除く）、支払われた紹介手数料の内、次の各号のとおり、返還します。

- | | | |
|-----|--------------------|-----|
| (1) | 1 ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 | 70% |
| (2) | 2 ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 | 50% |
| (3) | 3 ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 | 30% |

以上